

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 27 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 5 月 29 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
岡崎市（権利設定）	23 者	池金町字池田 12 番ほか 101 筆
岡崎市（権利移転）	3 者	東本郷町字古塚 5 番ほか 496 筆
碧南市（権利設定）	11 者	稲荷町 1 丁目 114 番ほか 17 筆
刈谷市（権利設定）	10 者	泉田町南新田 69 番ほか 23 筆
安城市（権利設定）	65 者	池浦町丸田 37 番ほか 533 筆
安城市（権利移転）	12 者	福釜町砂渡 68 番ほか 72 筆
西尾市（権利設定）	53 者	花蔵寺町寺前 82 番ほか 543 筆
西尾市（権利移転）	2 者	吉良町駁馬荒井山 30 番ほか 1 筆
知立市（権利設定）	1 者	谷田町下空池 146 番
額田郡幸田町（権利設定）	19 者	深溝字天白 45 番ほか 64 筆
額田郡幸田町（権利移転）	3 者	坂崎字与荒子 48 番ほか 8 筆